



に含み益のある資産を分配できる唯一の方法となった<sup>(3)</sup>。

しかし、近年、課税すべき売却まがいの取引に §355 を適用して非課税とする取引が出現するに及んで<sup>(4)</sup>、議会はその規制に乗り出した。その標的となった取引の原形は 1966 年の判決にちなんで命名された「モリス・トラスト (Morris Trust)」取引である。モリス・トラスト取引とは、1) 数種の活発な事業活動に従事してきた親会社が、そのうちの 1 事業のみを取得したい取得会社と事業を売買する交渉をする。2) 取得計画の一環として、親会社は取得会社が取得することを望んでいない不要資産を(新設の子会社に非課税の現物出資により譲渡し、その対価として受け取った子会社株式を一筆者注) その株主に §355 を適用してスピノフする。3) スピノフ後に、取得会社の取得したい資産のみを保有することとなった親会社は、非課税の組織変更で、取得会社の株式との交換に取得会社によって取得される一連の取引をいう<sup>(5)</sup>。

このモリス・トラスト取引はこれまで §355 の適用のある取引として親会社に課税されることはなかった。しかし、§355 は現存の事業を既存の株主に非課税で分割することを認めようとするものであり、新規の株主がスピノフを利用して事業の所有権を取得しようとする場合には、その取引はもはや既存の事業の分割ではなく、取得される事業を法人レベルで売却する取引に類似したものとなる<sup>(6)</sup>。そこで議会はモリス・トラスト取引に課税するため 1997 年税法改正 (the Taxpayer Relief Act of 1997) で §355(e) と §355(f) の規定を新設した。この改正により、上記取引において親会社は子会社株式のスピノフによる親会社株主への分配について課税されることになった。

本稿では、§355 の他の要件が満たされているものと仮定して §355(e) と §355(f) の規定の内容を詳述するものである。なお、以下において当事者を次の記号で略記する。

T: 子会社の株式を分配する親会社

S： 分配される子会社

P： 親会社又は子会社を取得する取得会社

## I. §355(e) の適用される分配

新設された §355(e) の規定によれば、分配時に現存する計画又は一連の取引に基づいて、P が、直接又は間接に T 株式ないし S 株式の 50% 以上（議決権株式数か価値総額で計算する。）を取得する場合には、§355 の適用のある S 株式の分配について T は利得を認識する。すなわち、§355(e) が適用される分配は、（1）その分配が計画に基づくものである。（2）当該計画に基づいて P が T 又は S の株式を直接、間接に取得する。（3）P によって取得される株式は、T 又は S の株式の 50% 以上の持分（議決権数か価値の）である場合に限られる。また、T が認識すべき利得の金額は、T と S のどちらが取得されるかにかかわらず、T が分配時に S 株式を時価で売却した場合に認識すべき金額である。当該利得は長期キャピタルゲインであるが、この利得の認識によって T 又は S の株式ないしは資産の税務基礎価額を増額することは認められない<sup>(7)</sup>。

そこで以下に、これらの構成要素について個別に検討する。

### （1） 計画の存在

P が分配日の 2 年前からの 4 年間、T 又は S の 50% 以上の持分を所有している場合には、分配と取得が計画に基づくものではないことを立証しない限り、当該取得は計画に基づくものであるとみなされる（§355(e) (2) (B)）。したがって、分配前後の 2 年内の取得であっても、反証をあげて覆すことができれば、その取得は計画に基づくものとはみなされない。反面、このみなし規定は、分配前後の 2 年間を超えて適用されることはないが、当該 4 年の期間外の取得であっても計画に基づくものは、この規定

の適用対象になる<sup>(8)</sup>。

## (2) 取得の範囲

法人が取得されるか否かは、現行法 §355(d) の規定（不適格な株式の分配についての法人レベルでの課税）と同一のルールに基づいて決定されるが、購入 (purchase) 取引に限定されない<sup>(9)</sup>。§355(d) (5) は取得を引継価額ベースの取引を除く一切の購入と定義する。しかし、内国歳入法又は内国歳入法施行規則で特に除外されない限り、引継価額ベースの取引も取得 (acquisition) の用語に含まれる<sup>(10)</sup>。また、T 又は S の資産が §368(a) (1) に規定するタイプ A 組織変更（法令による合併）、タイプ C 組織変更（資産と議決権株式の交換）、タイプ D 組織変更（新設子会社を利用した分割）で引継会社 (successor) P によって取得される場合は、P 株主は議決権総数又は価値総額の 50% 以上を取得したかどうかの判定に際しては T 又は S の株式を取得したものとみなされる (§355(e) (3) (B))。したがって、株式に代えて、単に資産を取得したとしても、課税を回避することはできない<sup>(11)</sup>。

## (3) 50% 以上の持分取得の判定

### ① 統合ルール (aggregation rules) の適用

T 又は S の 50% 以上の持分が取得されたかどうかの計算に際しては §355(d) (7) に規定されている統合ルールと同一のルールが適用される (§355(e) (4) (C) (i))。§355(d) (7) によれば、(1) 関連者は 1 人の者とみなされる。(2) T 又は S の株式、有価証券の取得に関する計画ないし取り決めに基づいて行動する 2 以上の者は 1 人の者とみなされる。なお、規模の大きな株式の公募 (public offering) は §355(e) が適用される取得となるので利得が認識される<sup>(12)</sup>。それゆえ、50% 以上の議決権又は価値のテストの適用に際しては、関連のない一般投資家を統合して判定する。

【設例 1】<sup>(13)</sup>

T は S 株式の全部を所有している。S 株式の公募を促進するため、T はその株主に S 株式の全部を分配する。その直後に、S はその株式の 50% を公募する。T 又は S の株式の公募は 50% 以上の議決権と価値のテストの適用上、取得として扱うので、T はこの分配に課税される。

② みなし所有ルール (attribution rules) の適用

ある者 (person) が T 又は S の 50% 以上の持分を取得したかどうかの判定に際して、§318(a) (2) のみなし所有ルールが一部修正して適用される。すなわち §318(a) (2) (C) によれば、直接、間接に法人の株式の 50% 以上をある者が所有している場合には、その者はその法人が直接、間接に所有する株式を所有しているものとみなされるが、§355(e) の適用上は 50% 以上の所有割合であるか否かを問わない (§355(e) (4) (C) (ii))。したがって、ある者が法人の株式を所有している限り、その者はその法人が実際に又はみなしにより所有している T 株式又は S 株式をその持株割合だけ所有しているとみなされる<sup>(14)</sup>。

【設例 2】<sup>(15)</sup>

T は子会社 S の株式の全部を所有している。T が所有する S 株式の修正税務基礎価額は \$ 100、時価は \$ 150 である。P による T の取得を促進するため、T は S 株式をその株主に分配する。その後 2 年以内に P は非課税のタイプ B 組織変更 (議決権株式と株式の交換) で T 株式を取得し、T 株主は T 株式との交換に P 株式の 60% を受け取る。みなし所有規定の適用により、T 株主が T 株式の 60% を所有し、P 株主が T 株式の 40% を所有していると解することができるので、後述する §355(e) (3) (A) (iv) の除外規定の適用がある。なぜなら、従前の T 株主は取得の前後において T の議決権又は価値の 50% 以上を所有しているからである。それゆえ、§355(e) の適用はない。

なお、この設例で T 株主が P 株式の 40% を受け取る場合には §355(e)

の適用がある。なぜなら、この分配は計画に基づいてPがTの50%以上の持分を取得するために行われるからである。したがって、Tは分配するS株式の含み益に相当する金額\$50 (\$150-\$100)の利得を認識する<sup>(15)</sup>。

## II. §355(e)の適用除外

### (1) §355(e)の計画に該当しない取引

計画または一連の取引の完了直後において、分配した法人(親会社)と分配された法人(子会社)がともに同一の関連法人グループ(a single affiliated group)のメンバーである場合には、その分配が親会社又は子会社の株式の議決権又は価値の50%以上をある者が取得する計画に基づいて行われた場合でも、その分配に§355(e)は適用されない(§355(e)(2)(C))。この場合の関連法人グループの範囲は、§1504(連結対象法人)の定義によるが、§1504(b)で連結の対象から除外される法人(たとえば、保険会社や外国会社)も含まれる。

#### 【設例3】<sup>(17)</sup>(図表1参照)

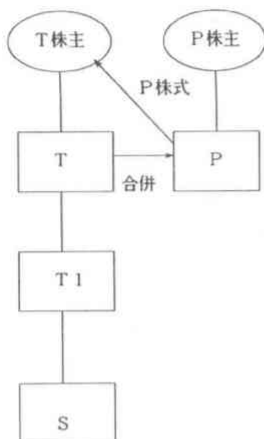
①TはT1の株式を全部所有し、T1はSの株式を全部所有する。Tは第三者であるPに吸収合併し、従前のP株主はP株式の議決権又は価値の50%以上を所有する(すなわちTの従前株主はPの株式の議決権又は価値の50%未満を取得する一筆者注)。②合併計画の一環として、SはT1によって§355の他の要件を満たす取引でPに分配される。③この分配後に、T1とSはともに§1504に定義するPの関連法人グループのメンバーである。

PによるT、T1及びSの取得であり、かつ、T1によるSのPへの分配は取得計画の一部ではあるが、T1はSのPへの分配について§355(e)を適用して利得を認識する必要はない。なぜなら分配した法人(T1)と分配された法人(S)は、同一の関連法人グループにとどまるからである。

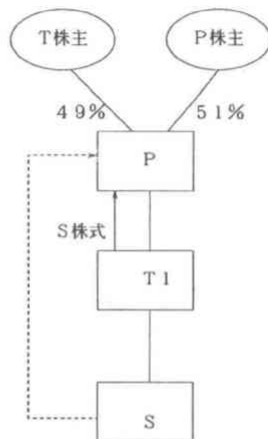
米国における企業分割の最近の税務上の規制措置

図表1

①合併

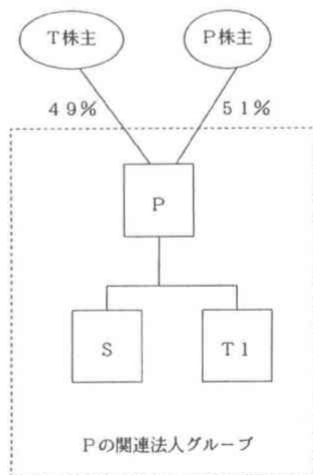


⇒ ②スピノフ



↓

③スピノフ後



(注) 線の説明 (以下の図表に同じ)

実線 (—) は所有関係

(特に明示しない限り 100% 所有)

実線の矢印線 (→) は株式交付行為

破線の矢印線 (⇨) は所有関係の移動

## (2) §355(e) の取得に該当しない取引

§355(e) (3) (A) は §355(e) が適用されない取得として 4 つの取得形態を列挙している<sup>(18)</sup>。

### 1) S 株式の T による取得 (§355(e) (3) (A) (i))

たとえば、S 株式との交換に T がその資産を S に出資する場合。

### 2) T の株式、有価証券を所有していることによる S 株式の取得 (§355(e) (3) (A) (ii))

たとえば、T の株主が分配で S 株式を受け取った場合。この分配には T 株式の 50% を所有していなかった T 株主が S 株式の 50% 以上を所有することになるスプリットオフによる分配を含む。

### 3) T 又は S の株式、有価証券を所有していることにより T 又は S の引継会社の株式を取得する場合 (§355(e) (3) (A) (iii))

たとえば、T の従前株主が T の P への吸収合併で P 株式を受け取る。

#### 【設例 4】<sup>(19)</sup> (図表 2 参照)

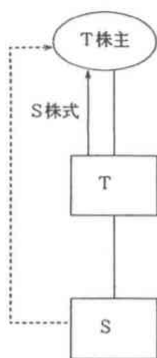
① T は S 株式の全部を所有している。P による T の取得を促進するために、T は S 株式を T 株主に分配する。② 2 年以内に T はタイプ A 組織変更で P に吸収合併し、T 株主は P 株式の 60% を取得する。

T の資産がタイプ A 組織変更で引継会社 P によって取得されたので、前述した §355(e) (3) (B) の規定 (I. (2) 参照) が適用され、P の株主は T の株式を取得したものとみなされる。したがって、この分配は、ある者 (P の株主) が T 株式の 50% 以上を取得したかのように見え、§355(e) の適用があるように思われる。しかしながら、T 株主は T の株式を所有していたために引継会社 P の株式を取得したものである。このような株式は §355(e) の適用に際しては考慮しない。その結果、T 株式の 40% のみが §355(e) の適用上 (P 株主によって一筆者注) 取得されたことになり、T は利得を認識しない (設例 2 のみなし所有ルールを適用しても結論は同一になると思われる一筆者注)。

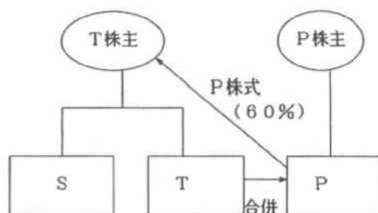


図表 2

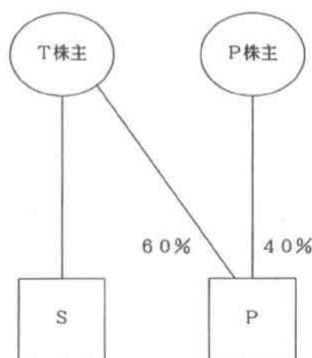
① スピンオフ



⇒ ② 合併



↓  
③ 合併後



4) 取得前に、T又はSの議決権又は価値の50%以上を直接、間接に所有する株主が、取得後においてもT又はSの議決権又は価値の50%以上を所有する場合のT又はSの株式の取得。ただし、取得前に所有した株式がT又はSのいずれかの50%以上の持分を取得する計画に基づいて取得



後において、Tの引継会社であるPとSの株式の全部を直接、間接に所有しているため、TのPへの吸収合併でAが受け取ったT株式の取得は無視される。それゆえ、Tは§355(e)による利得を認識しない。

### Ⅲ. 関連法人グループ内の分配

§355(f)によれば、関連法人グループ (§1504(a) の定義による。) のあるメンバーから他のメンバーに、§355(e) に規定する計画に基づいて株式の分配が行われた場合には、その分配に §355 そのものの適用がない。したがって、この分配の当事者すなわち分配をする法人と分配を受ける法人の双方に課税される。ただし、分配を受ける法人の配当については、連結申告規則 (consolidated return regulations) による配当の消去または §243 (a) (3) による配当の全額控除の規定が適用されるので、課税されることはない。この限りでは、§355 が適用されなくても、分配を受ける法人は課税されない。しかし、分配を受ける法人が分配を受けた株式に付すべき税務基礎価額は §355 の適用がある場合とない場合では異なる。§355 が適用される場合には、その付すべき税務基礎価額は分配した法人の株式の税務基礎価額を分配した法人と分配された法人の株式の時価の比でそれぞれの株式に配分する。§355 の適用がなければ、分配を受けた株式に付すべき税務基礎価額はその時価となる<sup>(21)</sup>。

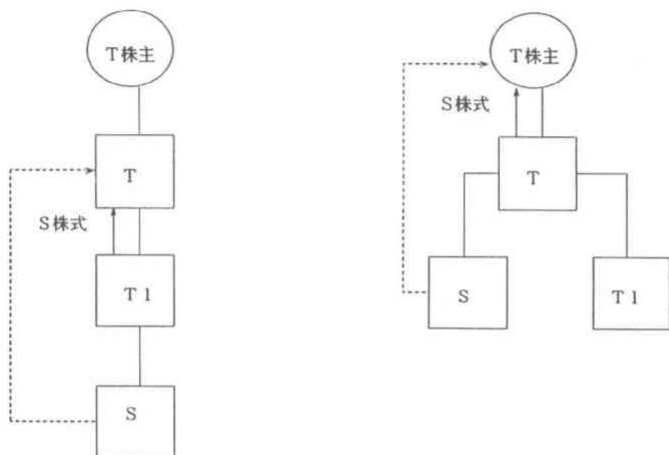
なお、§355(f) は §355(e) が適用される取引に限って適用があるため、分配する法人については本規定を適用するまでもなくその分配に課税される。また、前述した §355(e) の除外規定の適用のある取引には、本規定の適用はない<sup>(22)</sup>。

#### 【設例6】<sup>(23)</sup> (図表4参照)

①TはT1の株式の全部を所有する。T1はSの株式の全部を所有する。T、T1及びSは同一の関連会社グループのメンバーである。第三者である

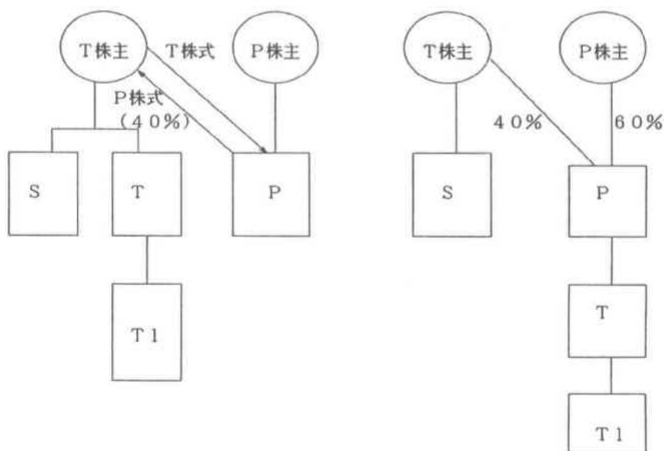
図表 4

①S株式のT1からTへのスピノフ ⇒ ②S株式のTからT株主へのスピノフ



⇒ ③タイプB組織変更

⇒ ④取引完了後



(注) 一連の取引完了後に、分配される法人(S)と分配する法人(T1及びT)はPの関連法人グループのメンバーにとどまらないので、8355(e)(2)(C)の除外規定の適用はなく、8355(e)が適用される。

PによるTの取得を促進するため、T1はS株式をTに分配する。②TはそのS株式をT株主に分配する。③その後まもなく、PはタイプB組織変更でT株式の全部を取得する。T株主はT株式との交換にP株式の40%を受け取る。

PによるTの取得に§355(e)が適用される。その結果、課税関係は次のようになる。

①§355(f)により、T1によるS株式の分配に§355は適用されず、その分配はT1にとって課税取引となる。T1が認識する利得は、分配時におけるS株式の時価がその税務基礎価額を超える金額である。TはS株式の税務基礎価額に時価を付す。

②§355(e)により、Tは分配日にS株式を売却したものとみなして利得を認識する。しかし、S株式のTにおける税務基礎価額は時価になっているので、さらに利得が発生することはない。もし、§355(f)の規定がなければ、TにおけるS株式の税務基礎価額は時価以下であったはずであり、TはS株式の分配に§355(e)を適用して、利得を認識しなければならない。

上記の結論は、PがTではなくSを取得する場合でも同じである。

**【設例7】<sup>(24)</sup> (図表5参照)**

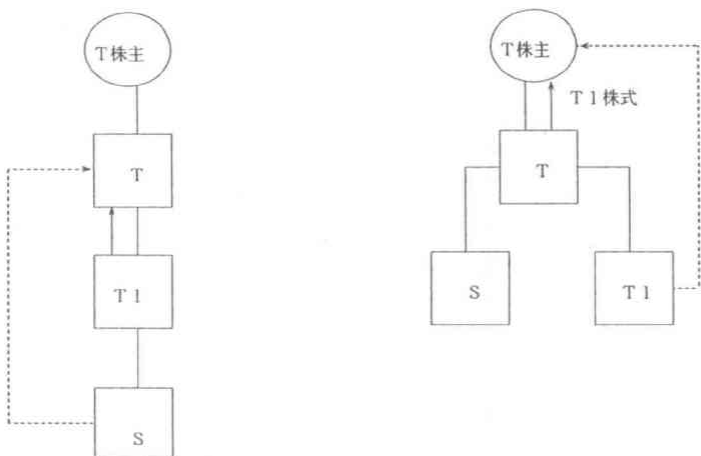
①T1がS株式をTに分配し、②TはS株式ではなくTI株式をT株主に分配することを除いて、上記設例6に同じとする。

PによるTの取得に§355(e)が適用される。その結果、課税関係は次のようになる。

①§355(f)により、T1によるS株式の分配に§355は適用されず、その分配はT1にとって課税取引となる。T1が認識する利得は、分配時におけるS株式の時価がその税務基礎価額を超える金額である。TとT1が連結申告書を提出している場合には、TにおけるT1株式の税務基礎価額はT1が認識した利得だけ増加し、分配を受けたS株式の時価だけ減少する。

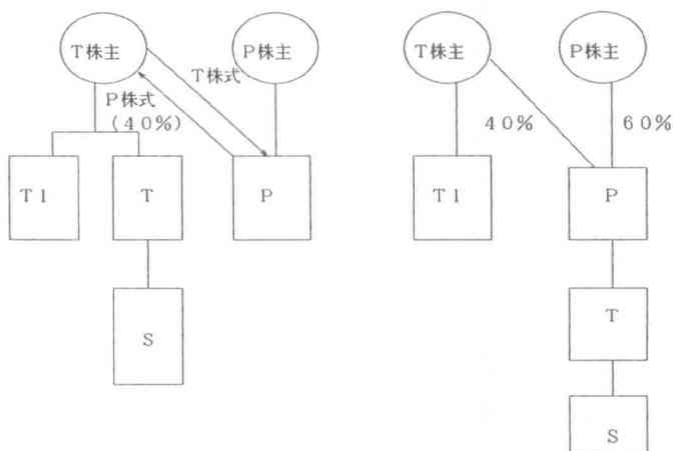
図表5

①S株式のT1からTへのスピノフ⇒②T1株式のTからT株主へのスピノフ



⇒ ③タイプB組織変更

⇒ ④取引完了後



(注) 一連の取引完了後に、①で分配される法人(S)と分配する法人(T1)及び②で分配される法人(T1)と分配する法人(T)はそれぞれ同一の関連法人グループのメンバーにとどまらないので、§355(c)(2)(C)の除外規定の適用はなく、§355(c)が適用される。

## 米国における企業分割の最近の税務上の規制措置

②§355(e)により、TはT1株式を分配日に売却したものとみなして利得を認識する。Tが認識すべき利得の金額は分配日におけるT1株式の時価がその税務基礎価額を超過する金額である。TにおけるT1株式の税務基礎価額はS株式の時価総額が減額されているので（時価の比でT1とSの株式に配分されるのではない）、§355(f)の適用により、T1株式の分配時にTが認識する利得の金額は増加する。

上記の結論は、PがTではなくT1を取得する場合でも同じである<sup>(25)</sup>。

設例7では、T1のみならずTにも利得が発生するため、Tグループが認識する利得は設例6に比して増加する。

## おわりに

法人が株主にその資産（子会社株式を含む。）を分配すると、その資産を時価で売却したものとみなして法人レベル及び株主レベルの双方で課税される。§355によるスピノフはこの課税原則に対する例外であり、一定の要件を満たす場合には、法人レベル及び株主レベルのいずれにおいても課税されることなく子会社株式を親会社の株主に分配できる。そのため、米国の企業は組織再編成による国際競争力強化のために、課税コストの少ないスピノフを好んで利用してきた。しかし、既存株主ではなく新規株主が既存事業の所有権を取得する結果となる分配にまでこの非課税規定を適用する必要はない。そこで、議会は1997年改正税法で§355(e)を新設して、ある者が親会社又は子会社の50%以上を取得する計画に基づいて、§355の他の要件を満たす分配をする場合には、その分配に課税することにした。

この規定は、ジェネラル・ユティリティーズの原理の廃止による法人レベルでの課税を回避する行為を規制することにある。そのため、この規定が適用されると分配する親会社に課税されるが、§355の他の要件を満

たしているのです、その株主には課税されない。また併せて新設された §355 (f) によると、関連法人グループ内のメンバー間の分配には、§355 が適用されないのです、その分配には原則として法人レベル及び株主レベルの双方で課税される。

これらの規定は、複雑で、解決すべき問題も多く、他に解釈の指針がなければ納税者は、その適用範囲を決定することが著しく困難である<sup>(26)</sup>。内国歳入庁 (IRS) は内国歳入法施行規則で、§355(e) の適用除外となる取得の範囲 (§355(e) (3) (A))、資産取得が株式取得とみなされる取引 (§355 (e) (3) (B)) 及び §355(f) の適用範囲においてその具体的な内容を定めることができる。また、財務長官 (the Secretary) はその他 §355(e) の目的を達成するために必要な事項を別途内国歳入法施行規則で定めることができる (§355(e) (5))。内国歳入庁は、これら内国歳入法施行規則の公表を通じてその運用の適正化を図るべきであろう。

#### 注

- (1) 日本経済新聞、1998年7月2日。
- (2) §355 の非課税要件については次の文献参照のこと。拙稿「アメリカの非課税の企業分割」河合秀敏編著『国際会計と国際監査』同文館、1993年、92-100頁。
- (3) Edward J. Schnee, Lee G. Knight, and Ray A. Knight, Corporate Spin-Offs, *Journal of Accountancy*, June 1998, p. 47.
- (4) たとえば次のような取引である。まず、第三者による買収提案を受けた企業が金融機関から借入れを行う。次にこの企業は新会社を設立し、第三者の買収計画に含まれない事業資産と、借り入れた現金を新会社に移し、その株式を既存株主に交付する (355 条)。そして第三者は親会社を買収する際 (368 条)、負債も引き受ける。分割前に旧親会社が借り入れた現金はそのまま新会社に残り、旧親会社株主が新会社株式を所有する。第三者は結局、負債返済という形で、現金を親会社及び親会社株主に支払ったことになり、通常の売却と何ら変わりないにもかかわらず、非課税取引となる (松古樹美稿「米国における企業グループの事業再構築 [II] —アセット・リストラクチャリングの展開—」商事法務 No. 1485 (1998年3月15日号), 30頁。)



- (5) Willys H. Schneider and Sydney E. Unger, TRA '97 Curtails Tax-Free Spinoffs and Use of Preferred Stock in Tax-Free Acquisitions, *Journal of Taxation*, December 1997, p. 335.
- (6) Joint Committee on Taxation, General Explanation of Tax Legislation Enacted in 1997 (以下 1997 Bluebook という。), CCH INCORPORATED, 1997, p. 198.
- (7) *Ibid.*, 198.
- (8) Mark J. Silverman, Andrew J. Weinstein, and Lisa M. Zarlenga, 'Spin-offs': The New Anti-Morris Trust and Intragroup Spin Provisions, *TAX NOTES*, January 19, 1998, pp. 336-337.
- (9) 1997 Bluebook, p. 199.
- (10) Mark J. Silverman, Andrew J. Weinstein, and Lisa M. Zarlenga, *op. cit.*, p. 337.
- (11) Scott Polsky, The Cause & True Effects of Code Sec. 355(e), *Taxes*, September 1998, p. 33.
- (12) 1997 Bluebook, *op. cit.*, p. 199.
- (13) Martin D. Ginsburg and Jack S. Levin, Mergers, Acquisitions, and Buyouts, *Aspen Law & Business*, March 1998, §1010, p. 10-107.
- (14) *Ibid.*, §1010, p. 10-107.
- (15) Mark J. Silverman, Andrew J. Weinstein, and Lisa M. Zarlenga, *op. cit.*, pp. 337-338.
- (16) *Ibid.*, p. 335.
- (17) 1997 Bluebook, *op. cit.*, p. 200. なお、本稿における図表は取引の理解に資するため筆者が作図したものである。
- (18) 1)から3)の例示については次の文献参照のこと。*Ibid.*, p. 202.
- (19) Mark J. Silverman, Andrew J. Weinstein, and Lisa M. Zarlenga, *op. cit.*, pp. 339-340.
- (20) 1997 Bluebook, *op. cit.*, p. 201 (example 2).
- (21) Martin D. Ginsburg and Jack S. Levin, *op. cit.*, §1010, pp. 10-108~109.
- (22) 1997 Bluebook, *op. cit.*, pp. 202-203.
- (23) Martin D. Ginsburg and Jack S. Levin, *op. cit.*, §1010, p. 10-109.
- (24) *Ibid.*, §1010, pp. 10-109~110.
- (25) Mark J. Silverman, Andrew J. Weinstein, and Lisa M. Zarlenga, *op. cit.*, p. 343, fn. 107.
- (26) *Ibid.*, p. 348.